

転居時の主な手続き一覧

項目	手続き【問い合わせ先、担当課】
印鑑登録をされている方	転居届を行うことで、登録されている住所は更新されます。 【市民課 市民窓口担当】
国民健康保険の加入者	住所の変更により保険証を差し替えます。 【市民課 保険年金担当】
介護保険被保険者 (65歳以上の方)	保険証を持参し転居届を行うことで、新しい保険証が後日郵送されます。 【いきいきプラザ都留内 長寿介護課 介護保険担当】
後期高齢者医療被保険者 (75歳以上の方)	保険証を持参し転居届を行うことで、新しい保険証が後日郵送されます。 【市民課 保険年金担当】
障害者手帳等をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳、印鑑を持参し住所変更の手続きを行ってください。
各種助成を受けている方	住所の変更により受給者証を差し替えます。 【いきいきプラザ都留内 福祉課 障害者支援担当】
児童手当の受給者	印鑑を持参し、住所変更の手続きを行ってください。 【市役所・いきいきプラザ都留内 健康子育て課 子育て支援担当】
小児の保護者 (中学校3年生まで)	住所の変更により「すこやか子育て医療費助成金受給資格者証」を差し替えます。 【市役所・いきいきプラザ都留内 健康子育て課 子育て支援担当】
公立小・中学校の生徒	住所変更の手続きをしてください。 【学校教育課 学校教育担当】
母子・父子家庭の方 ・児童扶養手当 ・母子家庭等自立支援 ・ひとり親医療費助成	住所の変更により受給者証を差し替えます。 【いきいきプラザ内 福祉課 子育て支援担当】
市営住宅に住まわれる方または退居する方	入居または退居の手続きをしてください。 【建設課 建築住宅担当】
水道の手続き	水道の開栓または閉栓の手続きをしてください。 【上下水道課 簡易水道担当】
住民基本台帳カードをお持ちの方	カードを持参し、記載事項変更の手続きをしてください。 【市民課 市民窓口担当】
電子証明書を取得されている方	住所の変更により電子証明書が失効します。必要な方は改めて申請してください。 【市民課 市民窓口担当】
運転免許証をお持ちの方	住所の変更により記載事項変更の手続きをしてください。 【山梨県警察本部 運転免許課都留分室】

❖お問い合わせ❖

都留市役所 0554-43-1111 (代) 山梨県警察本部 運転免許課都留分室 0554-43-4101
 いきいきプラザ都留 0554-46-5112 (福祉課) 0554-46-5113 (健康子育て課) 0554-46-5118 (長寿介護課)